鯖江市議会・市民創世会

大門よしかずレポート



鯖江市新横江1丁目7-22 TEL/FAX(0778)52-7488 携帯090-6810-2462

ごあいさつ

今年は桜の開花が例年より10日あまり早くなりました。このままの陽気で推移しますと、つつじの開花も随分早くなりそうです。恒例のつつじまつりの時に花が終わってしまい、寂しい状態にならないようにと願うこの頃です。



今年の桜の見ごろの西山公園 (3/29)

さて、昨年より鯖江市議会では新クリーンセンター入札に伴う疑惑を調査するための百条委員会(*1)を設置し、10人(再喚問1人を含む)の証人喚問と19回に及ぶ委員会審議を重ねてきました。その中で、証言に食い違いがいくつかありました。真実は一つです。委員会はどちらか一方が偽証をしていると判断し、複数の反対意見もある中、賛成多数で佐々木市長と玉邑議員の両名を偽証の疑いで告発すべきとする報告書を可決しました。(4月1日以降の各新聞に報道されました)

今後は臨時議会での採決に委ねられます。法に触れる 行為があったのか無かったのか、今の段階では断定できま せんが、いずれにしましても鯖江市にとっては数十年に一 度の大きな事業です。仮に利権に絡む行為があったとした ら許されません。この状況で脳裏に浮かぶのは「李下(り か)に冠を正さず」(*2)という諺です。施政者は不審と疑わ れる行動は厳に慎むべきです。

市民の中には委員会に不審の念を示す方もおられることは承知しています。しかし、今後の市政に対し、警鐘を鳴らす効果は大きなものとなるでしょう。

また、神明苑の今年3月末での休苑問題も市民を巻き 込んで大きな話題となりました。温泉を残して欲しい、食事 や宿泊、体育館も継続して欲しい。という市民の声は日増 しに大きくなり、議会での神明苑存続の陳情書採択を経て、 3月議会冒頭での先議で、今後3年間の営業継続と新た な指定管理者が承認されました。(詳しくは後述)

これからの3年間で神明苑の在り方が議論されます。更なる施設の充実を図り、高齢者をはじめ全世代の方々の健康増進の一翼を担い、今よりもっと市民に愛される施設となりますよう願ってやみません。

(原稿作成時と状況が違っている場合があります。あしからず ご了承ください。)

(*1)百条委員会 地方自治法第100条に基づく特別委員会。 当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その 他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求すること ができる。

(*2) 李下に冠を正さず 李(すもも)の下で冠をかぶり直すために手を上げると、李を盗ろうとしているような誤解を与えることとなるので、疑わしいまねをするものではない、との意。

3月議会一般質問ょり

(鯖江市の HP で録画の配信を行っています)

- ① 鯖江東幼稚園の休園方針について・・P1~
- ② 新横江公民館の改修について····・P2~
- ③ 神明苑の今後の在り方について・・・・・P3~

鯖江東幼稚園の休園方針 について

(Q)休園の方針に至った背景とは

(本)鯖江東幼稚園では定員65名のところ、令和4年度は23名、令和5年度見込みは20名を下回る状況です。



当市では平成29年3月に「認定こども園化推進計画」を策定し、地区の状況を考慮しながらこども園化を進めています。 新横江地区では、令和2年度から新横江保育園が「認定こども園」となりました。これにより幼稚園児も受入れできることとなりました。幼稚園の現状や受入先の確保が見込めることを踏まえ、今回の休園の判断に至っています。

(Q)休園までのスケジュールと新横江地区の園児の 受入れについて

地区の住民にとって最も大きな不安材料は、休園になったらどこの幼稚園に入いれるのか、また、遠くなったらどうしよう。という点だと思います。あるいは、地区住民の中には、すぐに休園になると思われる方も居るかも知れません。

「認定こども園しんよこえ」では、希望する地区の入園希望者は全て受け入れてもらえるのか。また、どれだけの手順と時間をかけて休園とする予定なのか。

(A) 令和5年度入園の募集をもち新入園児の募集を停止し、5年度入園の3歳児が卒園する7年度まで通常どおり開園します。令和8年3月に休園を予定しています。

また、地区内の1号認定児の受入れは、鯖江東幼稚園の 園児数が20人前後であることから、「認定こども園しんよこえ」 での受入れは可能と考えています。

(要望)保護者の勤め先の関係など、地区の全ての園児が「認定こども園しんよこえ」に希望するわけではないでしょう。しかし、希望する園児は優先的に入いれるよう御配慮をお願いします。

(Q)こども園に集約することのメリット、デメリットとは

「認定こども園しんよこえ」は、短時部の1号認定、長時部の2号認定の園児が同じ教室で過ごすことになります。さらに、3歳未満の3号認定保育児とも同じ施設で過ごすことになります。

また、費用の面でも、公立から私立に移ることによる負担 増があるのではないかと懸念される方もおられるのではな いでしょうか。

(A) まずメリットとして、幼稚園と保育園の両方の機能と特徴を併せ持つことにより、幼児教育・保育を一体的に提供できることです。保護者の就労状況が変わっても、担任の先生やお友達などの環境が変わらず、通い慣れた園を継続して利用できます。

また、地域の子どもたちが一緒に、こども園から小学校に進 学でき、友達関係もスムーズになると考えています。

一方、デメリットとして、大人数の園児が在園することや、同 じ保育室に1号認定、2号認定の園児が一緒になります。お 迎えの時間が違うなど、年度初めは園児が落ち着かないことが想定されますが、日々の経過とともに、園児が過ごしやすい環境がつくり上げられていると感じています。

費用については、3歳以上の園児の保育料は無償であり、 副食費、教材費などの年間の費用は若干の差はありますが、 公立、私立の選択に影響するようなものではないと認識して います。

(Q)休園後の施設活用について

休園の後、鯖江東幼稚園はどのように活用されるのでしょうか。今の時点の構想があれば。

(A) 学校敷地内の施設であることを踏まえ、子育て関連 の施設にしたいと考えています。

今後は、休園後の東幼稚園の活用について、新横江地区の児童の保護者の方や地域の方々の意向なども確認し、施設の有効活用を進めていきたいと考えています。

意見 新横江地区は「いきいき未来館」で学童保育を受け入れています。しかし、手狭でもあり、定員オーバーの状態です。しかも、5年生、6年生は受け入れていません。

東幼稚園の休園後の施設を低学年用の学童保育に活用 し、「いきいき未来館」は高学年用とすれば、子供達にとって も、保護者にとっても、とても良い活用方法だと思います。



新横江公民館の改修について

(Q)改修の時期と工事概要について

今回、令和5年度から令和6年度にかけて、新横江公民館の改修が計画されています。その主な概要や改良点は。

(本)新横江公民館は建設から35~6年経過しています。 建物全体の老朽化が進んでおり、公民館と併設体育館の大 規模改修工事を予定しています。時期は、令和5年9月から 令和6年8月までの足かけ2年の工事となります。

工事の概要は施設全体の外壁の改修、屋上防水、空調設備はボイラー式から電気式に更新、照明のLED化、そしてトイレを洋式化し1階にはおむつ交換専用のスペースを設置し

たいと考えています。

また、2階の和室2部屋を洋室へと変更し、避難所開設時には置き畳を設置し、和室として使用出来るようにします。

さらに、併設体育館には、吊り天井を撤去し、照明をLEDと します。床の表面の改修も行う予定です。



(Q)改修中の公民館業務と休日について

公民館の工事中は、文化センター2階に仮事務所を設置 するとのことですが、従来の公民館業務における休日と文化 センターの休日とは一致していません。他施設における公民 館業務にはどのような影響が出てくるのか。

(A)公民館の事務所は、同じ地区内の文化センター2階に引っ越します。工事期間中は各種団体の会議等は、文化センターの会議室を借用して行う予定をしています。一般的な貸し館利用については、利用者の方が市内の他の公共施設を利用していただきます。

また、休日は文化センターの休館日に準じる形で、毎週火曜日と祝祭日が公民館事務所の固定の休館日となる予定です。イベントの開催日程などを考慮しながら、年間の休館日を決定していきたいと考えています。

今後、休館日が変更になることについては、公民館報やホームページなどで事前に十分な周知を行い、地区の皆様が混乱されないように努めます。

(Q)公民館の文化講座の扱いについて

令和5年度と令和6年度については、年度初めから年度終わりまで移転先を使用する団体と、年度内に新横江公民館と他の公共施設の2か所を使用する団体とに分かれることとなります。年度内に利用施設を移動する団体は、2年間にわたり施設ごとに2回の申請書と報告書を提出することとなるのでしょうか。

また、公民館での文化講座では、減免措置が適用され2割 負担となっていますが、文化講座の制度がない施設にあっ ては、減免措置が受けられないことも想定されます。どのよ うに対応をしていただけるのでしょうか。

(A)新横江公民館の改修工事期間中も文化講座の活動

を継続していただけますよう、昨年11月に地区の公民館にて利用者説明会を開催いたしました。利用者の皆様には近隣の文化センターや市内の公共施設などを利用いただくように説明、ご協力をお願いしています。

文化講座は令和5年度と6年度、足かけ2年の工事となるため、同じ年度内に2か所の施設を利用して開設していただくことになります。申請書は利用する施設ごとに提出をいただくことになります。また、年度末に提出していただく報告書は、提出先を1か所で済むようにするなど、できるだけ手数をお掛けしない方法を考えています。

市内の他の公共施設を利用の場合、各施設にて定められている利用料金の80%減額になっています。指定管理施設なども含め、調整を行っていきたいと考えています。

(要望) 文化講座の制度がない施設においては、公共的な団体として認められない任意の団体は減免措置が受けら

れそ体も間措さ要せいあ事減適よすのは、中置れるしまがるよう。



(Q)ゼロカーボン方針への取組は

鯖江市は2021年5月にゼロカーボンシティ宣言をしています。公共施設改修は、脱炭素化対策を講じる絶好のチャンスと言えます。例えば、体育館の屋根に太陽光パネル設置や、西向きに配置されている事務所の夏季の高温化対策、照明器具のLED化など、できることは幾つか考えられます。ゼロカーボンに向けての対策は。

(A) 今回の改修の際には、建物の外壁の断熱、運転効率のよい空調設備の採用、LED照明器具への入れ替え、そして太陽光パネルの設置などを予定しています。

また、西向きの事務所については可能な範囲において高 温対策の実施を検討したいと考えています。



神明苑の今後の在り方について

(Q)新たな指定管理者募集の判断に至った事情とは

神明苑の存続を求める市民にとっては、今回の方針転換と、4月から3年間の指定管理者が選定されたことは大いに

歓迎するところではありますが、12月議会での提案から大きく方針を転換しているわけです。

現指定管理者との交渉経過と、3年間での新たな指定管理者募集の判断に至った事情とは。

(A) 令和5年4月以降の1年間の延長については、休館を伴うような大規模改修は行わない前提の下、全てのサービスを継続して提供するという方向で協議を進めてきました。

しかしながら、4月からの神明苑の管理運営を滞りなく継続する必要性から、12月議会の所信表明後、現指定管理者との話合いを重ねました。しかし、協議が思うように調わず、また議会とも相談させていただく中で新たな方向性について検討を進めた結果、期間を3年とした上で指定管理者を募集することに至りました。



(Q)新指定管理者による運営方法と職員の雇用は

新たに選定された事業者からは、数々の新たな提案がなされたことと思います。例えば、環境への配慮、SDGsへの取組、地域との連携や人材育成、経費削減への取組など、御紹介いただける具体的な提案とは。また、現施設で働く従業員さんの雇用は守られるのか。

(A) プロポーザルによる厳正な審査を行った結果「株式会社フードサービス福井」を次期指定管理者として選定し、議会での承認もいただきました。この法人は県内の指定管理業務の多くを展開している豊富な実績と、社会情勢に応じた管理運営が優れていると評価されました。

運営方針は、これまでの健康福祉事業を継続しつつ、観光面も視野に入れた事業展開を掲げています。組織力を生かした集客プランと、法人が運営する他の施設との連携や、協働でのイベント広報などを挙げています。また、法人グループによるSDGs宣言を行っており、環境負荷低減のための省エネルギー取組やクリーン作戦などの地域貢献にも力を入れるなど、きめ細やかな運営方針で神明苑の認知度を高める効果が期待されます。

また、職員の雇用は、現在の神明苑の状況および今後の 集客方針に沿って人員を配置する予定で、継続雇用を希望 される方は面談等を実施し、再雇用を検討していただけると 伺っています。

(Q)神明苑がこれから担うべき役割とは

日本は急速な人口減少に歯止めがかかりません。子育て世代の減少と出生率の低下に伴う子どもの減少は避けて通れません。一方、2025年問題と言われている団塊の世代の後期高齢者化など、社会構造が大きく変化しています。

現在の神明苑が社会福祉にどのように貢献しているのか、市の認識と、これからの神明苑に期待することとは。

(A) 神明苑は市民の福祉の増進を図ることを目指した健康福祉のまちづくりの拠点であるとともに、同時に地域資源を生かした快適な市街地環境づくりを目指す拠点であると認識しています。

神明苑はまちづくり将来ビジョンにおいて、しっかりとその 目的や役割について位置づけをしていきます。神明苑を取 得した経緯や、現在の施設の目的を含め、市民や地域の皆 様のご意見や外部検討委員会のご意見をお伺いし、神明苑 を施設単体ではなく、地区全体の面で捉えて、神明苑の施 設の在り方について検討していきたいと考えています。

意見 神明苑は高齢者に特化した施設ではありません。 全世代を通して利用していただける施設であるべきだと思い ます。温浴施設を核として、全世代が交流できる施設に発展 するよう希望します。

(Q)外部検討委員会の今後の進め方について

これまでの神明苑に関する理事者側の進め方は、市民への説明、議会での承認が後回しとなりました。その結果、市民有志による閉苑反対署名運動や、議会での神明苑存続の陳情書採択など、度々の方針転換を余儀なくされてきたことは、大いに反省すべきことと思います。

今後は、理事者側と市民や議会側とが、お互いに反発する ことなく、良好な関係を築くためにも、これからの外部検討 委員会の在り方、進め方についての見解を。

(A)新たな指定管理者の下、令和5年度から3年間は現状の施設のままで神明苑の運営を継続します。この3年間の期間を有効に活用し、神明苑の今後の在り方について議会に説明させていただきながら外部検討委員会で検討を進めていきます。

あとがき 議員の役割の一端は、市の行政全般に対してチェック機能を果たすこと。予算や決算を審議し承認すること。 議案全般に問題点を指摘すること。良い議案は後押しすること。自分が良いと思う施策を推進すること。と私は思います。その意味でも今回の百条委員会は、議会が正常な機能を発揮しているとも言えます。何でも了とする市議会なら必要はないと思います。 最後までお読み頂き有り難うございました。